# KASUKABE ほこみち

## 出店マニュアル

| 夜　市　編 |
|---|

春日部駅東口商店会連合会
粕壁商店街 NEXT PROJECT 商店街活性化部会

2024 年 6 月 5 日　改訂版

# 目　次

**1.出店場所について ........ 3**

1-1.出店エリア ........ 3

1-2.レイアウト ........ 4

1-3.設備 ........ 5

1-4.ほこみち（歩行者利便増進道路）について ........ 5

**2.出店募集要項 ........ 6**

2-1.出店ブース ........ 6

2-2.条件 ........ 6

2-3.まちづくり協力金　出店料と貸出備品 ........ 10

2-4.出店可能時間 ........ 11

2-5.出店位置の決定 ........ 11

**3.出店までの流れ ........ 12**

3-1.申込から出店直前まで ........ 12

3-2.出店当日について ........ 12

**4.禁止事項と免責事項 ........ 14**

4-1.諸注意及び禁止事項 ........ 14

**5.問い合わせ先 ........ 15**

# 1.出店場所について

## 1-1.出店エリア

- ◆ 所在地
  - ◇ 上り：粕壁一丁目 1 番 1 地先から 3 番 4 地先まで
  - ◇ 下り：粕壁一丁目 7 番 23 地先から 7 番 8 地先まで
- ◆ アクセス
  - ◇ 東武伊勢崎線　春日部駅　東口改札から徒歩 1 分

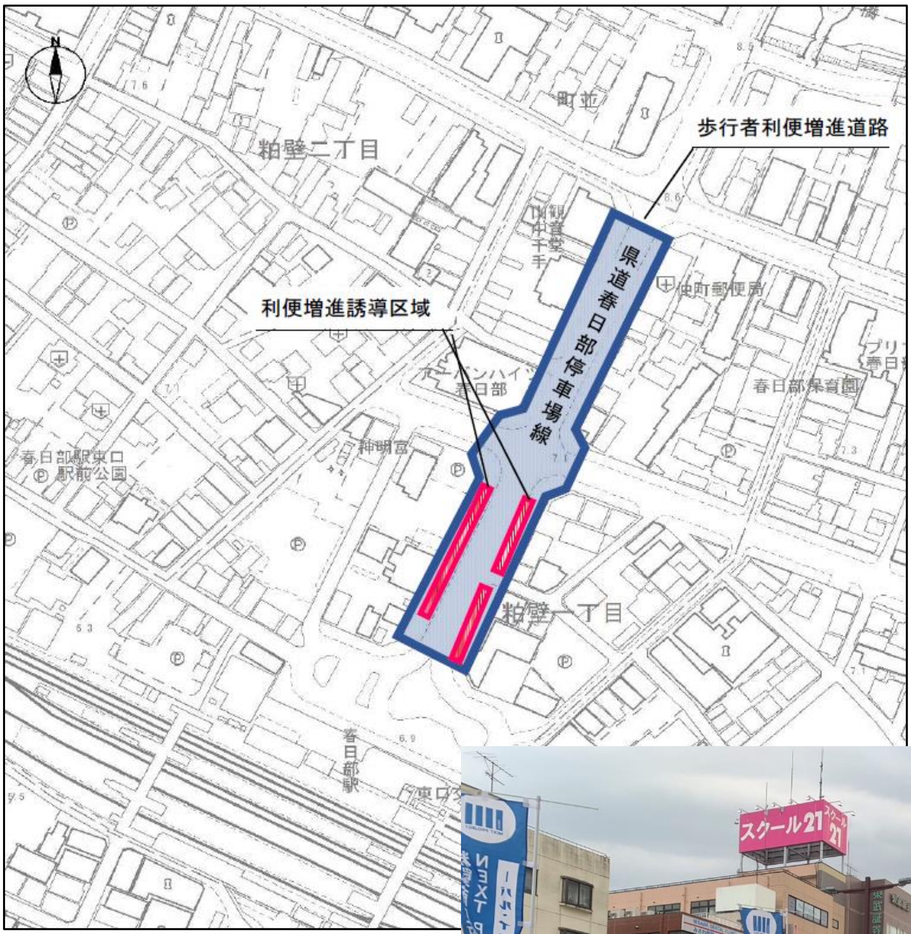

## 1-2.レイアウト

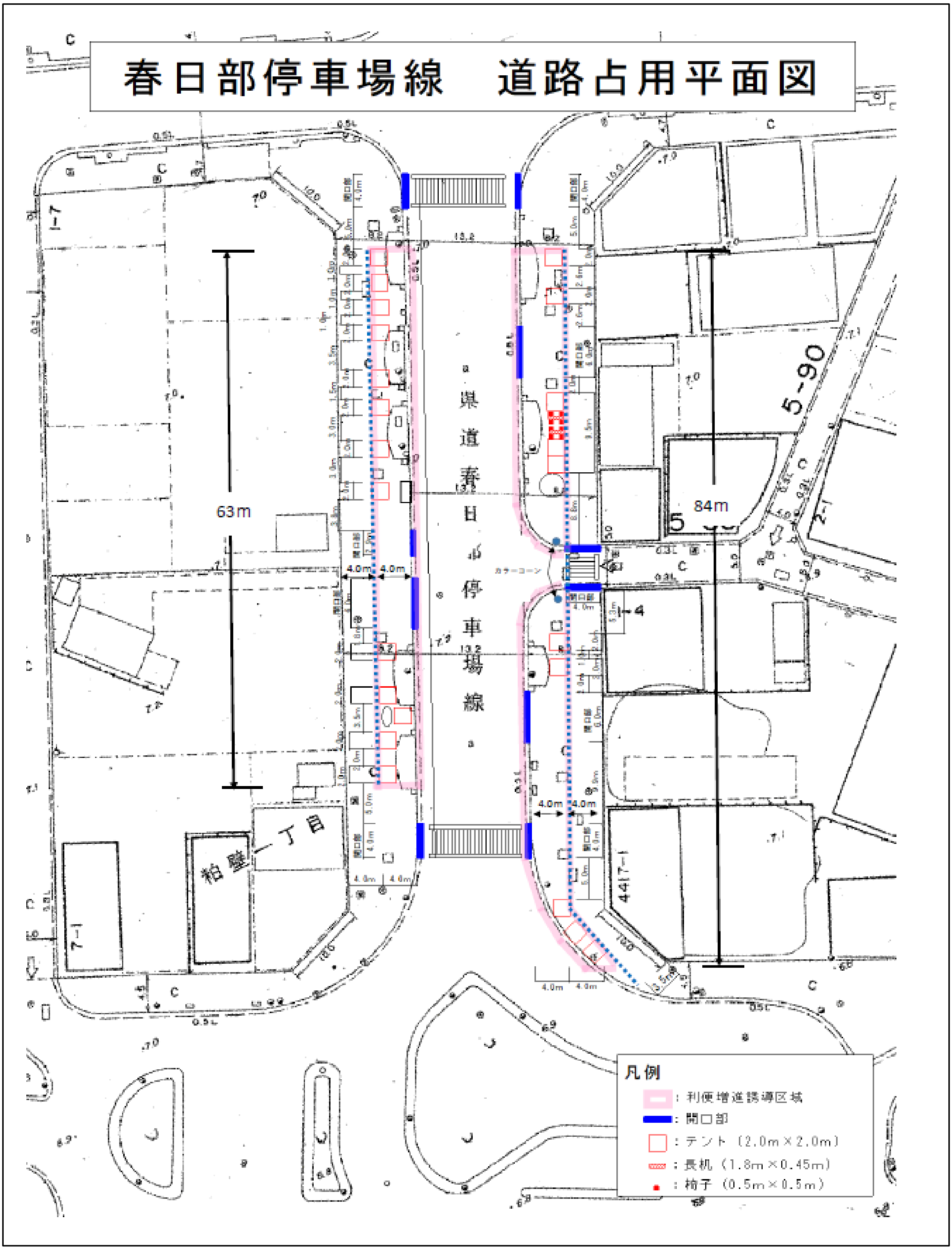

春日部停車場線　道路占用平面図
県道春日部停車場線
63m
84m
4.0m
粕壁一丁目
凡例
：利便増進誘導区域
：開口部
：テント（2.0m×2.0m）
：長机（1.8m×0.45m）
：椅子（0.5m×0.5m）

## 1-3.設備

| 電気 | ガス | 水道 | 排水 | Wi-Fi |
|---|---|---|---|---|
| × | × | × | × | × |

| トイレ | 駐車場 | 駐輪場 | 照明 | ベンチ |
|---|---|---|---|---|
| × ※1 | × ※2 | △ ※3 | △ ※4 | △ ※5 |

※１：近隣に「ぷらっとかすかべ」という施設がありますが、営業中に限りお借りすることが出来ます。

※２：違法駐車をして夜市に参加される方が居ないようにと警察から指導を受けております。

※３：整備された駐輪場はありませんが、長時間でなければ歩道等に停めることは出来ます。

※４：街路灯はありますが、テントの下はどうしても暗くなりがちなので、何かしら照明が必要です。

※５：周辺にいくつかベンチはあります。特にイートインスペースは設けておりません。

## 1-4.ほこみち（歩行者利便増進道路）について

本事業は、令和２年に道路法が改正されたことで創設された制度を用いて、東商連として５年間の占用をしております。公共の歩道ということもあり、埼玉県の県土整備事務所・警察・保健所、春日部市の道路管理課、消防と調整を行いながら実施しております。

通常とは異なる許可を取っている為、出来ること出来ないことが、広場や公園での出店とは大きく異なります。ご承知おきください。

# 2.出店募集要項

## 2-1.出店ブース

◆ 基本ルール

◇ 1 ブースは 2m×2m

◇ 道路側にテントを設置し、
歩道空間が 4 m確保出来ること

◇ テント（持ち込み可）を使用して販売を行う

◇ 出店は指定された場所で行うこと

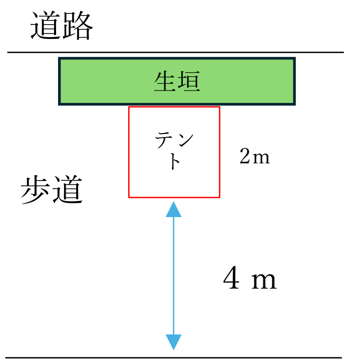


## 2-2.条件

◆ 出店資格

◇ 出店者は、出店申込時点で満 20 才以上であること

◇ PL 保険に加入していて提示が出来ること

◇ 別紙の出店細則を厳守すること

◇ アンケート調査（人通りや売上報告等）に協力すること

◆ 条件

| 現地調理 | アルコール販売 | 発電機 | ガソリンの貯蔵 |
|---|---|---|---|
| 条件あり | × | ○（静音のみ） | × |

発電機を使用する場合

出店する 3 日前までに消防本部予防課へ「露店等の開設届出書」の提出をお願いします。当日は書類と消火器をお持ちください。

現地調理

以下をよくお読みください。

◆ 食品を販売する場合

「テイクアウト販売」か「現地調理販売」の 2 種類に分けさせていただいております。詳しくは下記をご確認ください。

本事業は通常のイベントとは異なり、繰り返し開催を行う点から、臨時出店届の枠には収まらない「業」と判断されています。テイクアウト販売は、営業許可の中の販売届で出店を行っています。

◇ ア）テイクアウト販売

以下の条件をすべて守って下さい。保健所からの指導・ガイドラインに則っています。

① 飲食店営業許可を取った場所で調理を行うこと
② 調理を行った場所でテイクアウト容器に包装すること
③ 食品表示のシール又は食品表示用紙を張って販売すること
④ HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を行うこと

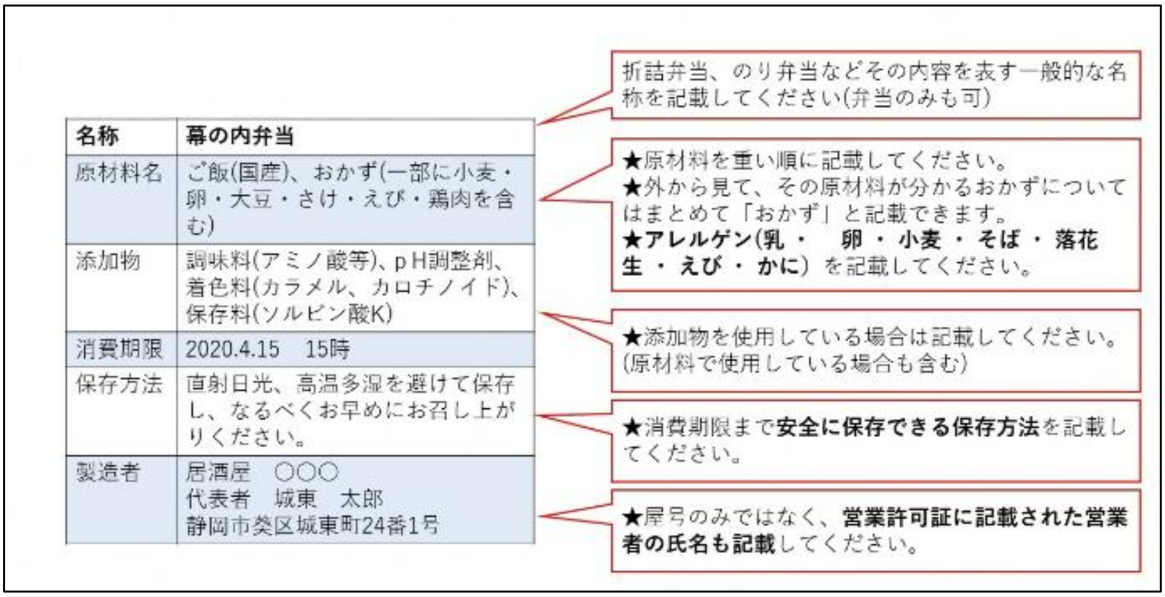

| 名称 | 幕の内弁当 |
| --- | --- |
| 原材料名 | ご飯(国産)、おかず(一部に小麦・卵・大豆・さけ・えび・鶏肉を含む) |
| 添加物 | 調味料(アミノ酸等)、pH調整剤、着色料(カラメル、カロチノイド)、保存料(ソルビン酸K) |
| 消費期限 | 2020.4.15　15時 |
| 保存方法 | 直射日光、高温多湿を避けて保存し、なるべくお早めにお召し上がりください。 |
| 製造者 | 居酒屋　○○○<br>代表者　城東　太郎<br>静岡市葵区城東町24番1号 |



容器包装された加工食品で表示が義務づけられているアレルギー物質は、下記のとおりです。厳守をお願いします。

シールを用意するのが難しい場合は、業者をご紹介します。1回の出店分で500円程度とのことです。

| | |
|---|---|
| 基本料金（校正1回分） | 300円 |
| 1シート（30〜40枚） | 40円×5枚 |
| | 500円 |

以下の行為は調理行為にあたると指導されておりますので、テイクアウト販売では禁止行為となります。調理行為を行う場合は、必ず「露天商営業許可」をとってください。

① 現地でテイクアウト容器に包装する
② 飲み物をコップに注ぐ

◇ イ）現地調理販売

以下の条件を全て守って下さい。保健所からの指導・ガイドラインに則っています。

① 露天商営業許可を持っていること
② 露天商営業許可を事前に提出すること
③ 露天商営業許可で定められた許可の範囲で行うこと
④ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を行うこと
⑤ 消火器の設置

お持ちの許可によって出来る事、出来ない事が異なります。ご確認をお願いいたします。

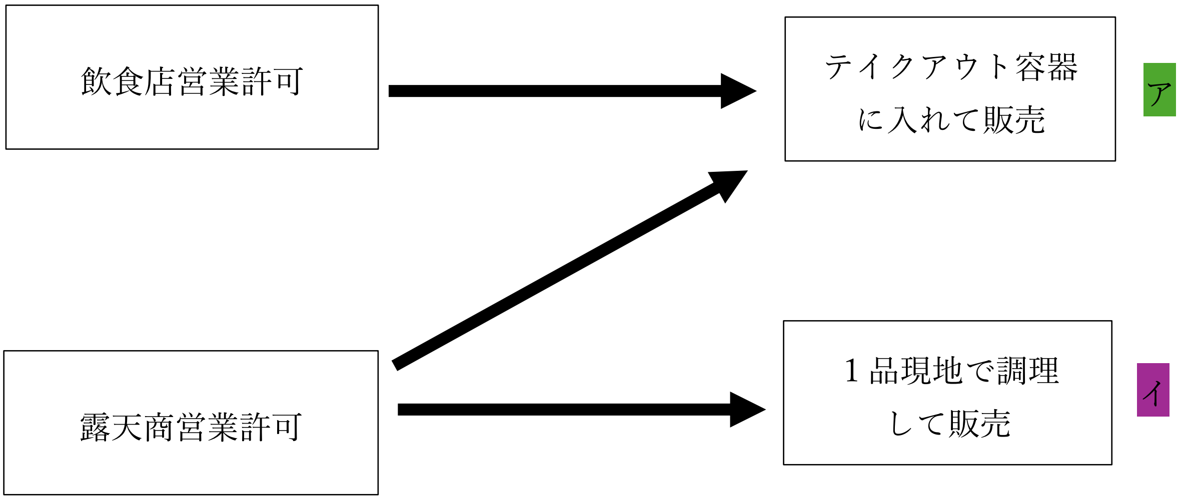


詳しい事は保健所へご確認ください。

## 2-3.まちづくり協力金　出店料と貸出備品

◆　出店料

| 区分 | 東商連　会員店舗 | 東商連　非会員店舗 | |
|---|---|---|---|
| 出店料 | 1,000 円/回 | ◇お試し出店<br>3,000 円/回 | ◇イベント会員<br>2,000 円/回 |
| 制限・条件 | なし | 2 回まで | なし |
| 年会費 | 各商店会で定められた年会費 | なし | 6,000 円 |

◆　貸出備品

◇　東商連　会員店舗

セットで必要なものだけお使いください。先着順なので、数が足りない場合はご了承ください。調理を行う場合はご自身のテントをご用意ください。

| 品　名 | | サイズ | 数量 | 金額 |
|---|---|---|---|---|
| 【セット】テントセット | | | 1 | 1,000 円/セット |
| | ・テント本体 | 2m×2m | 1 | |
| | ・テントウエイト | | 4 | |
| | ・LED 照明 | | 2 | |
| | ・テーブル | | 1 | |

◇ 東商連　非会員店舗

先着順なので、数が足りない場合はご了承ください。調理を行う場合はご自身のテントをご用意ください。

| 品　名 | | サイズ | 数量 | 金額 |
|---|---|---|---|---|
| 【セット】テントセット | | | 1 | 1,500 円/セット |
| | ・テント本体 | 2m×2m | 1 | |
| | ・テントウエイト | | 4 | |
| | ・LED 照明 | | 2 | |
| 【単体】テーブル | | | 1 | 500 円 |
| 【単体】テントウエイト | | | 4 | 500 円 |
| 【単体】LED 照明 | | | 2 | 500 円 |

## 2-4.出店可能時間

◆ 販売可能時間

◇ 午後 5 時～午後 8 時

◆ 設営・撤収時間

◇ 設営　午後 4 時～

◇ 撤収　～午後 9 時

## 2-5.出店位置の決定

出店者は主催者から指定されたところに出店をお願いします。下記のような基準とルールを決定しておりますので、あらかじめご了承ください。

◆ 決定基準

◇ 来店者・歩行者に対する安全対策

◇ 歩行者の交通に配慮

◇ 警察・行政からの指導

◇ ご近所からのご意見

◇ その他は代理抽選（ランダム）により決定

◆ ルール

◇ 主催者は、安全対策上または他の影響を考慮し、配置図面を変更、再配置をする権利を有します。

## 3.出店までの流れ

### 3-1.申込から出店直前まで

① 出店申込

(1) 新規出店者

下記いずれかの方法でお申込みください

- 各商店会で配布された申込用紙
- オンラインのお申込みフォーム

(2) 継続出店者（２回目以降の出店）

- LINE オフィシャルアカウント

② LINE オフィシャルアカウントのお友達追加

③ 条件確認（LINE 連絡）

(1) 出店条件の確認

(2) 出店資格の確認

(3) メニュー＆価格確認

(4) 備品確認

④ 出店決定

⑤ 出店登録書兼承諾書の提出

⑥ まちづくり協力金（出店費）の支払い

【振込先】　埼玉りそな銀行 春日部支店 普通 4453776 春日部駅東口商店会連合会

※振込手数料はご負担ください。

※不可抗力（天候・災害等）により中止となった場合は、返金をいたします。

### 3-2.出店当日について

① 16:00 集合　埼玉りそな銀行 春日部支店前

② 備品の受け渡し（備品レンタル希望者のみ）

③ テント設営

(1) 指定された場所での出店をお願いします。

(2) 設営は出店者自身でお願いします。

④ 開店準備

⑤ 17:00 販売開始

⑥ 20:00 販売終了（予定）

(1) 売れ行きによっては、終了時間を待たずにテント内の撤収を行うことが出来ます。

⑦ 撤収作業

(1) 出店者自身のテント撤収をお願いします。

⑧　ゴミ拾い＆清掃

(1) 全て原状回復（地面の汚れやゴミ、持ち込んだ備品等）をお願いします。

(2) 処分や清掃に費用がかかった場合は、出店者に全て請求をさせていただきます。

# 4.禁止事項と免責事項

## 4-1.諸注意及び禁止事項

① 出店者の行為

(1) 出店者は出店及び販売行為に関して発生した事故・苦情に対して、すべての責任を負うこととします。

(2) 出店登録書及び承諾書や、事前の申し出内容と異なる事実が発覚した場合、出店をお断りする場合があります。

(3) 周囲に対して美観を損ねる行為、風紀を乱す行為、迷惑行為を行った場合、出店をお断りすることがあります。

(4) 歩道（出店場所）への車両の乗り入れは警察からの指導により禁止されています。

② 出店場所（テント）

(1) テントの設営は、レンタル・持ち込みに関わらず、ご自身でお願いします。

(2) 安全対策の為、テントウエイトの使用を必ず行ってください。行っていない場合、出店をお断りする場合があります。

(3) 看板、装飾等の設置の際は、各出店者の責任で十分な安全対策を行ってください。

(4) 出店場所の前及び横に大きく張り出すのぼり、看板等の設置は出来ません。

(5) 呼び込み、チラシ配布は各自の出店場所内でのみ行ってください。

(6) 路上喫煙禁止区域内の為、禁煙です。

(7) 音響設備の利用は、隣接する出店者に支障をきたさない範囲でお願いします。苦情が出た場合は改善を要求いたします。改善が認められない場合、出店を中止させていただきます。

③ レンタル備品

(1) レンタル備品を破損、汚損した場合は、弁償していただきます。

(2) 万が一破損、汚損があった場合は必ずご報告ください。

④ 撮影

(1) 関係者による会場風景や商品等の撮影、撮影された写真をホームページや SNS、パンフレット等への掲載、メディア等への提供に同意するものとします。顔、写真の映り込みが好ましくない場合は事前にご連絡ください。

⑤ まちづくり協力金

(1) 出店料、レンタル料のお支払いが確認出来ない場合、出店をお断りします。

⑥ 免責事項

(1) 不可抗力（天候、災害、騒乱等）により、開催を中止することがあります。主催者は、その決定によって出店者が生じる損害の負担、賠償責任を負いません。

(2) 販売する商品、備品、手荷物、金銭等の保全については、各出店者の責任の下管理

し、主催者はその責任を負いません。

(3) 出店者が出店場所に施した工作、備品等により、現場に汚損や残置物がある場合は、必ず原状回復をお願いします。汚損や残置物が残され、その原状回復に費用がかかった場合は、該当する出店者にすべて請求をいたします。

⑦ その他

(1) 主催者の決定事項に従わない場合は、出店をお断りします。

(2) 出店者は、本事業に対し、主催者へ一切の賠償責任を求めることが出来ないものとします。

## 5.問い合わせ先

LINE オフィシャルアカウントから
お問い合わせください。